

## バスターミナルのバリアフリー化について

別紙7

【バリアフリー化の目標(基本方針より)平成12年11月15日】

「一日当たりの平均的な利用者数が5千人以上であるバスターミナルに関し、平成22年までに、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべてのバスターミナルについて実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。」

バスターミナル段差への対応施設数及びエレベーター・エスカレーター設置施設数  
(平成14年3月31日現在)

区分	項目	施設数	移動円滑化 基準適合施 設数	段差が解消されてい る施設数(移動円滑 化基準第4条に適 合)		エレベーターの設置施 設数		エスカレーターの設定 施設数	
					割合(%)		割合(%)		割合(%)
全てのバスターミナル		216	21	85	39.4%	19	8.8%	16	7.4%
1日当たりの利用者数が5000人以上の施設		44	12	30	68.2%	14	31.8%	12	27.3%
うちターミナルが1階以外に設置さ れている施設		8	5	6	75.0%	8	100.0%	8	100.0%

(注)バスターミナルとは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルであり、旅客の乗降のため事業用自動車を同時に2両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留所として使用するもの以外のものである。